

平成27年度 高志中等教育学校渡り廊下他建設工事設計図			
仕様書			
I 共通仕様			
1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されてない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成25年版」(以下「標仕」という。)による。 なお、改修工事部分がある場合は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成25年版」(以下「改修標仕」という。)による。			
2. 標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。 (1)「契約書」を「新潟市契約規則による帳票規定(昭和41年4月1日訓令第9号)別記様式第6号の2の工事請負契約款(以下「約款」という。)、及びその他の関連要綱」に読み替える。 (2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。 (3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。			
3. 次の各号に該当する標仕の項目について、標仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1章 1.1.2用語の定義の(1)及び(2) (2) " 1.4.2材料の品質等の(a)及び(b) (3) " 1.4.4材料の検査等の(a) (4) " 1.6.1工事検査の(b)及び(d)			
4. 次に掲げる標仕の規定は、適用しない。 1章 1.1.2用語の定義の(22) " 1.6.2技術検査			
別表(建築工事)			
号	項目	置き換えた後の標仕の規定	
1章 一般共通事項			
(1) 1.1.2用語の定義	(1) 「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。 (21)「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行なう検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (1)工事の完成(約款第32条) (2)部品の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) (3)部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) (4)契約の解除時における出来形部分(約款第48条) (5)その他 新潟市諸負工事検査要綱第5条に定める検査 (新潟市諸負工事検査要綱第5条)		
(2) 1.4.2材料の品質等	(a) 工事に使用する材料は「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) 契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定めた品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくともよい。 (b) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。 ただし、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(1)から(3)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、資料の提出を省略することができる。 (1)建築基準法その他との認定品で、マーク等の確認ができる材料 (2)建築材料・設備機材等品質性能評価事業((一社)公共建築協会)で評価された建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (3)特記により指定された材料又は製造者の製品		
(3) 1.4.4材料の検査等	(a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。 ただし、次の(1)若しくは(2)に該当する場合はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (1)工事完成検査または工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (2)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合		
(4) 1.6.1工事検査	(b) 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d) 新潟市諸負工事検査要綱第5条に定める検査を受けるものとする。		
II 特記仕様	1. 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3. 特記事項に記載の()内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。 なお、(参考)は標仕の各部配筋参考図を表す。 4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。		
章 項 目	特記事項		
① ①工事実績情報の登録	別添の特記仕様書による。(1.1.4)		
② ②概工期	※無し ・有(工期 平成 年 月 日)(1.2.1)		
③ ③品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件(1.2.2) ○地区の区分に応じた風速(Vo(m/sec)) ○30 32 ○地表面粗度区分・I・II・III・IV ○多雷地域の指定 積雪区分 建告示第1455号 別表()		
④ ④監理技術者の要件	※次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。 2 建築工事に係る監理技術者証を有するものであること。		
⑤ ⑤電気保安技術者	・要() ・不要(1.3.3)		
⑥ ⑥発生材の処理等	※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理計画書を監督員に提出する。(1.3.8)		
⑦ ⑦特別な材料の工法		(1.5.2)	
⑧ ⑧技能士	適用工事種別 技能検定の職種		
鐵筋工事	○鉄筋施工(鉄筋組立て作業)		
コンクリート工事	○型枠施工		
鋼構工事	○とび		
アルミニウム工事	・ブロック建築・ALCパネル施工		
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ○塗膜防水工事作業		
石工事	・合成ゴム系シート防水工事作業 ○シーリング防水工事作業		
タイル工事	・石材施工(石張り施工)		
木工事	・建築大工		
屋根及び土工事	・建築板金(内外装板金作業) ・スレート施工		
金属工事	○内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)		
左官工事	○左官		
建具工事	○サッシ施工 ○ガラス施工 ・フィルム施工		
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工(P.C.) ・サッシ施工 ・ガラス施工		
塗装工事	○塗装(建業塗装作業)		
内装工事	○アクリル系床仕上げ工事作業 ※畳製作作業 ○ボード仕上げ工事作業 ・表装(壁装作業)		
植栽工事	・造園		
9 見本施工	※実施しない ・実施する() (1.5.5)		
10 化学物質の濃度測定	2.4追加特記 1 室内空気有機化学物質低減対策による。(1.5.9)		
① 完成図等	※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は、監督員の指示による。 ○案内図及び配置図 ○平面図 ○立面図 ○断面図 (1.7.1~1.7.3) ○仕上表 ○建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) ・室内空気汚染に関する台帳整備 ・室内空気測定調査報告書 ○CADデータ・白図 ○製本図 3部 ・他の監督員が指定した図面		
② 施工図等の取扱	当該工事で作成される施工図等の著作権について、受注者は全ての著作権を発注者に譲渡するものとする。また、受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。		
③ 工事完成写真	工事完了後整理のうえ監督員に提出する。※提出部数 3部 ・写真の電子データ提出		
14 特別完成写真	写真専門業者の撮影した外観カラー写真 部提出する。 大きさ ※キャビネット・半紙 ・写真の電子データの提出		
⑤ 工事施工状況写真	※工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行なうものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方 改訂第3版 建築編」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる ※提出部数 1部		
⑥ 設備工事との取扱い	別途区分表による。		
② ②仮設工事	1 監督員事務所 ・監督員事務所・10・20・35・65m程度を設ける。(2.3.1) 2 監督員用備品等 監督員用備品として、下記のものを工事期間中常備する。(2.3.1) ○保護帽 3ヶ(新潟市章及び新潟市を記入) ○雨具 3着 ○長靴 3足 ○安全帯 3組 3 工事用水 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる(※有償 ・無償) 4 工事用电力 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる(※有償 ・無償) 5 仮設建物等 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。		
⑥ ⑥外部足場	○柱組足場 ○くさび緊結式足場 ・その他() 足場は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省基発第0424001号 平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」2の(2)手すり据置方式、又は(3)手すり先行用足場方式により行う。		
③ ③仮設工事	① 埋戻し及び盛土 A種 ※B種 C種 D種 ・建設汚泥から再生した(3.2.3)(表3.2.1) 処理士 ② 建設発生土の処理 構内指示の場所(敷きしめ ・堆積)(3.2.5) ③ 構外搬出適切処理(指定場所:)		
④ ④試験	試験杭 位置、本数及び寸法 ※図示 ・監督員の指示による 杭の載荷試験 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験 試験位置 ※図示 截荷荷重 4/mm 地盤の載荷試験 ※平板載荷試験 試験位置 ※図示 截荷荷重 4/mm 種類 遠心力高強度プレストレストコンクリート(PHC杭) ・外殻鋼管付きコンクリート(SC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート(PRC杭) 杭径(mm) 截荷長(m) 及び種別 総手数 長期設計支持力(kN/本) セット数等 試験杭 位置は図示		
⑤ ⑤既製コンクリート杭地業	先端部形状 ※開放形 ・閉そく平たん形 (4.3.2) 施工法 (4.3.3~4.3.5) ・特定埋込み杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は認定条件に適合するもの) ・セメントミルク工法 支持地盤への掘削深さ 1.5m程度 支持地盤への根入れ深さ 1m以上 ・打込み工法 水平方向の位置ずれ精度 100mm以下 mm以下 杭の継手 ※アーカ接合() ・無溶接継手 (4.3.6) 杭の処理 切断しない (4.3.7) コンクリートの種別及び設計基準強度 (4.5.3)(表4.5.1) () 種かつ() N/mm 以上 掘削工法 アースドリル工法(※安定液使用 ・無水掘削) (4.5.4) ・リバース工法 ・オールケーシング工法(孔内の水張 行う 行わない) ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 (4.5.5) 括弧内は () で示す 孔壁測定 行う 行わない (4.5.4~4.5.5) ※再生クラッシャン ・切込み砂利及び切込み砕石 (4.6.2) 施工箇所 建物内の土間スラブ及び土間コングリート(t'下を除く) (4.6.5) ・図示による		
⑥ ⑥場所打ちコンクリート杭地業	① 鉄筋の種別 (5.2.1)(表5.2.1) 種類の記号 呼び径(mm) 備考 ○SD345 D19以上 ○SD295A D16以下 ・ ② 鉄筋の継手 ※ガス圧接 ・重ね継手 ・機械式継手 ・溶接継手 (5.3.4) 継手位置 ※各部配筋参考図による 図示 最小かぶり厚さは目地底から算定する (5.3.5) ③ 鉄筋の最少かぶり厚さ ○耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による 施工箇所 表5.3.6の値に加える寸法(mm) 柱、梁、壁及び庇などの外気に接する放し面 ※10 ④ 帯筋 5 最上階柱頭補強 6 壁開口部の補強 6 壁開口部の補強 一般壁 ※A形 B形 図示 (参考4.4) 耐震壁 図示 ⑤ 梁貫通孔の補強形式 ○H形 M形 H形 M形 (参考7.1) ○既製品(建築基準法による指定又は認定を受けたもの) ※超音波探傷試験 ○引張試験 (5.4.9)		
⑦ ⑦砂利地業	※H形(口は斜く) 行う 行わない (参考2.2) ※行う 行わない (参考2.1) 一般壁 ※A形 B形 図示 (参考4.4) 耐震壁 図示 ⑧ 床下防湿層 ⑤ 床下防湿層 孔壁測定 行う 行わない (4.5.4~4.5.5) ※再生クラッシャン ・切込み砂利及び切込み砕石 (4.6.2) 施工箇所 建物内の土間スラブ及び土間コングリート(t'下を除く) (4.6.5) ・図示による		
⑨ ⑨鉄筋工事	① 鉄筋の種別 (5.2.1)(表5.2.1) 種類の記号 呼び径(mm) 備考 ○SD345 D19以上 ○SD295A D16以下 ・ ② 鉄筋の継手 ※ガス圧接 ・重ね継手 ・機械式継手 ・溶接継手 (5.3.4) 継手位置 ※各部配筋参考図による 図示 最小かぶり厚さは目地底から算定する (5.3.5) ③ 鉄筋の最少かぶり厚さ ○耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による 施工箇所 表5.3.6の値に加える寸法(mm) 柱、梁、壁及び庇などの外気に接する放し面 ※10 ④ 带筋 5 最上階柱頭補強 6 壁開口部の補強 6 壁開口部の補強 一般壁 ※A形 B形 図示 (参考4.4) 耐震壁 図示 ⑤ 梁貫通孔の補強形式 ○H形 M形 H形 M形 (参考7.1) ○既製品(建築基準法による指定又は認定を受けたもの) ※超音波探傷試験 ○引張試験 (5.4.9)		
⑩ ⑩コンクリートの種別	普通コンクリートの設計基準強度 (6.2.2) 設計基準強度 Fc(N/mm²) 施工箇所 スランプ ※2.1 ○建物全体 ○18 2.4 .18 . ※構造体コンクリート: 発注強度=設計基準強度(Fc)+構造体強度補正値(S)		
⑪ ⑪コントロールトロッパード・ALCパネル	② コンクリートの種別 ○I類 II類 (6.2.1)(表6.2.1) ※I類については、JIS Q 1001及びJIS Q 1011に基づき、JIS A 5308(レバーミキストコンクリート)に適合するものを用いるものとする。 ③ セメントの種類 ○普通ボルトルアンドセメント又は混合セメントのA種 (6.3.1)(6.13.2)(表6.3.1) ・高炉セメントB種 () 普通ボルトルアンドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 水和熱 7d — 测定値を報告する。 28d — 测定値を報告する。 全アルカリ 0.75%以下 算出は、JIS R 5210(レバーミキストコンクリート)による。 塩化物イオン 0.035%以下		
⑫ ⑫骨材の品質	・打ち込み中150mに1回 アルカリシリカ反応による区分 (6.3.1) ○A ○B (※コンクリート中のアルカリ量Rt=3.0kg/m 以下) ※混和剤 ・混和材 (6.3.1) 無筋コンクリート		
⑬ ⑬骨材の品質	・下記のコンクリートは無筋コンクリートとして扱う。 ・建物内間コンクリート、ポーチ、大走り、機械架台 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。)の打増し厚さ ※20mm 図示 ひび割れ誘発目地 図示 監督員の指示による		
⑭ ⑭骨材の品質	・MCR工法又は15.2.4.(C)による目荒し工法とする。なお、自荒し工法の場合には、モルタルの接着に適した粗面に仕上げる工法を、1.2.2「施工計画」による品質定めで定める。また、粗面の状態は、監督員の承諾を受ける。 適用範囲は1章タイル工事 3コンクリート素地面の処理による。 コンクリートの増打ち厚さ ※20mm		
⑮ ⑮骨材の品質	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・A種 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・B種 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・C種 12mm		
⑯ ⑯骨材の品質	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 12mm		
⑰ ⑰骨材の品質	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 12mm		
⑱ ⑱骨材の品質	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 12mm		
⑲ ⑲骨材の品質	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面と同一 12mm		
⑳ ⑳骨材の品質	厚さは合板の厚さとする。 (表6.2.4) 種別 コーン穴の仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・面うち 面と同一 ※12mm 15mm ・面うち 面		